

三条市福祉有償運送運営協議会運営指針

平成 19 年 8 月

三条市福祉有償運送運営協議会

目 次

1	目 的	1
2	運送主体 ・実施主体の要件	1
3	運送の対象者 ・旅客の範囲	1
4	運送の形態 ・運送の区域、複数乗車	2
5	使用する車両 ・車両の種別、使用権原、車両の表示等	2
6	運転者の要件 ・運転者に求められる要件	3
7	損害賠償措置 ・任意保険等への加入	3
8	運送の対価 ・旅客から収受する対価の設定	4
9	管理運営体制 ・運行管理業務、整備管理業務、事故管理業務、苦情処理体制	4
10	その他運営協議会の役割 ・実施主体から運営協議会への報告、軽微な事項の変更の届出に係る 実施主体から運営協議会への報告、運営協議会による利用会員名簿 等の閲覧、その他	6
11	運営協議会の運営に関する事項 ・運営協議会の公開、幹事会の設置、運営協議会の合意、運営協議会に おいて協議が調った場合の措置、運営協議会の合意を解除する場合	7

1 目的

本指針は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る、法第 79 条の 2 による登録の申請に伴い必要とされる、法 79 条の 4 第 1 項第 5 号に係る三条市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録等の申請を行おうとする者（以下「実施主体」という。）からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 運送主体

【実施主体の要件】

- ① 実施主体は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者を対象とし、タクシー事業者等では提供できない個別のニーズに応じた福祉有償運送を実施しようとする団体で、営利を目的としない法人であり、かつ、当該福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲内であることを条件とする。
- ② 営利を目的としない法人は、次のとおりとする。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
 - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人
 - ウ 農業協同組合
 - エ 消費生活協同組合
 - オ 医療法人
 - カ 社会福祉法人
 - キ 商工会議所
 - ク 商工会

3 運送の対象者

【旅客の範囲】

- ① 福祉有償運送の対象者は、三条市民であらかじめ実施主体の会員として登録された以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な者（以下「移動制約者」という。）で、タクシー事業者等では提供できない個別のニーズを必要とする者であって、あらかじめ会員登録された者（以下「利用会員」という。）及びその介助者又は付添人とする。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障がい者
 - イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

エ その他肢体不自由、内部障がい（人工透析を受けている場合を含む。）、精神障がい、知的障がい、難病（難治性疾患克服研究事業対象疾患及び関節リウマチ）、及び発達障がい、自閉症、学習障がいを含むその他の障がいを有する者

② 旅客の住所地については居住地主義を原則とするが、三条市内の病院等に長期入院等の状態にあり会員登録された市外人で前記①に該当する者は、福祉有償運送の対象者とみなす。

4 運送の形態

【運送の区域】

福祉有償運送に係る旅客の発地又は着地のいずれかが本市の区域内にあること。

【複数乗車】

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送を原則とする。

5 使用する車両

【車両の種別】

福祉有償運送にあつては、次の車両（乗車定員 11 人未満の自動車であつて、福祉有償運送を実施する間、実施主体が使用権原を有するものに限る。以下「使用車両」という。）を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつて、スロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：寝台及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車

オ セダン等：貨物運送の用に供する自動車でないこと

ただし、実施主体は上記アからエに規定する車両を1台以上備えるものとする。

【使用権原】

使用する車両の使用権原（所有権、賃借権等の使用権）は、実施主体が有するものとする。

運転者として協力する者（以下「運転協力者」という。）が自己又は家族の所有する車両を提供し、福祉有償運送を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用貸借等の契約を交わすことを要するものとする。

なお、当該契約には、福祉有償運送の管理及び運営に関することを明記すること。（特に事故発生、苦情等への対応について、実施主体が責任の一切を負うこと等）

また、利用会員に対し、事故発生時及び苦情等の対応に係る実施主体の責任者及び連絡先などを明示することとする。

【車両の表示等】

- ① 福祉有償運送サービス実施時においては、使用車両の両側面に次に掲げる事項を記載した標章を、外部から容易に識別できるように表示すること。
 - ア 実施主体の名称
 - イ 「有償運送車両」の文字
 - ウ 登録番号
- ② 前記の標章は、縦横5 cm以上の文字で横書きとすること。(ステッカー、マグネットシート又はペンキ等)
- ③ 福祉有償運送サービス実施時においては、使用車両内に次に掲げる事項を利用者に見やすいように掲示すること。
 - ア 実施主体の名称
 - イ 運転者の氏名
 - ウ 登録番号
 - エ 利用者から収受する対価

6 運転者の要件

【運転者に求められる要件】

- ① 運転者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。
 - ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること
 - イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること
- ② 福祉自動車以外の自動車（以下「セダン車両」という。）を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、①に規定する要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
 - ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の介護福祉士の登録を受けていること
 - イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること
 - ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

〔一経過措置一〕

上記「運転者に求められる要件」は、平成19年10月1日から適用する。
(実施主体は、経過措置期間内に本運営指針の要件を満たすこと。)

7 損害賠償措置

【任意保険等への加入】

- ① 実施主体は、使用車両の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害

を賠償するための措置を適切に講じておくこと。

ア 損害賠償限度額が、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上であること
(搭乗者傷害を対象に含む)

イ 実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと

ウ 期間中の支払額に制限がないこと

② 運転協力者が提供する車両についても、福祉有償運送提供時の補償措置を確保していること。

8 運送の対価

【旅客から収受する対価の設定】

① 福祉有償運送の対価については、平成18年9月15日付け国自旅第144号通達に定める運送の対価(距離制、時間制、定額制などによる運賃)及び運送の対価以外の対価(迎車回送料金、待機料金、その他料金)がともに実費の範囲内であり、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であること。

② 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価水準を抑制するなどの操作を行わないこと。

③ タクシー運賃より低額である等、安価であることを煽って会員等の募集を行わないこと。

④ 旅客から収受する対価の設定に当たっては、次に掲げる基準を目安とする。

ア 運送の対価は、本市の区域内におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね2分の1の範囲内であること。

イ 均一性など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ウ 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫(事務所の車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分の1の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

9 管理運営体制

【運行管理業務】

① 実施主体は、運行管理責任者の選任その他運行管理体制の整備を行わなければならない。
なお、運行管理責任者の選任にあたっては、当該事務所ごとに法第23条第1項に規定する運行管理者又は次のアからウに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する車両数を20(運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合は40)で除して得た数に(1未満の端数は切捨て)1を加算した数以上を選任すること。

ア 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の12に規定する受験資格を有する者(運行管理者の受験資格を有する者)

イ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9第1項に規定する要

件を備える者（安全運転管理者の要件を備える者）

ウ 国土交通大臣がア及びイと同等以上の能力を有すると認める者

② 運行管理責任者は、次の業務を行うこと。

ア 本運営指針に定める要件を備えない者に、使用車両を運転させないこと

イ 運転者に対し、規則第51条の16第2項の規定により適性診断を受けさせること

ウ セダン車両により福祉有償運送を行う場合にあっては、規則第51条の16第3項に規定する要件を備える者の乗務なしに運転させないこと

エ 運転者に対し、規則第51条の18第1項の規定により対面での確認、指示、記録をし、その記録を保存すること

オ 運転者に対し、規則第51条の18第2項の規定により乗務記録を作成させ、その記録を保存すること

カ 規則第51条の19第1項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと

キ 規則第51条の21第2項の規定により事故の記録を作成し、その記録を保存すること

ク 運転者に対し、定期健康診断を受診させること

ケ その他使用車両の運行の安全を確保するため必要な業務

—経過措置—

「運行管理責任者の選任に関する要件」は、平成19年10月1日から適用する。
（実施主体は、経過措置期間内に本運営指針の要件を満たすこと。）

【整備管理業務】

① 実施主体は、使用車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、使用車両の整備管理責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。

② 整備管理責任者は、次の業務を行うこと。

ア 日常点検

自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させ、対面により報告を受けること。

イ 定期点検整備

自動車の安全運行を確保するため、6か月に1回確実に定期点検を実施すること。

ウ 点検整備記録の保存管理

点検整備の実施結果を点検整備記録簿として保存管理すること。

【事故管理業務】

① 実施主体は、使用車両に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うこと。

② 実施主体は、使用車両に係る事故が発生した場合は、次に掲げる事項を記録し、事務所において2年間保存すること。

- ア 運転者の氏名
- イ 使用車両の自動車登録番号その他当該車両を識別できる表示
- ウ 事故の発生日時
- エ 事故の発生場所
- オ 事故の当事者の氏名
- カ 事故の概要
- キ 事故の原因
- ク 再発防止対策

【苦情処理体制】

- ① 実施主体は、苦情処理体制を整備し、旅客に対する取り扱いその他福祉有償運送に関する苦情を申し出た者に対し、遅滞なく弁明すること。（氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りでない。）
- ② 実施主体は、苦情の申し出を受け付けた場合、次に掲げる事項を記録し、1年間保存すること。
 - ア 苦情の内容
 - イ 原因究明の結果
 - ウ 苦情に対する弁明の内容
 - エ 改善措置
 - オ 苦情処理を担当した者

10 その他運営協議会の役割

【実施主体から運営協議会への報告】

運営協議会は、実施主体が福祉有償運送事業者として登録された後においても、安全な運行管理体制を確保するため、実施主体に対し利用会員、運転者及び運行状況等について、定期的に報告を求めることができるものとする。

なお、実施主体は、使用車両に係る事故が発生した場合及び苦情を申し出る者がいる場合には、運営協議会に対し、速やかに報告すること。

【軽微な事項の変更の届出に係る実施主体から運営協議会への報告】

運営協議会は、実施主体が規則第51条の13に規定する軽微な事項の変更の届出を行う場合には、実施主体に係る適正な運行状況の把握に努めるため、同条に規定する登録事項変更届出書の提出を求めるものとする。

【運営協議会による利用会員名簿等の閲覧】

運営協議会は、実施主体が事務所に備える旅客名簿、運転者台帳及び乗務記録等について、必要に応じ閲覧の要求を行うことができるものとする。

【その他】

- ① 運営協議会は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る実施主体の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。
- ② 運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず実施主体がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生の連絡を受けた場合には、運営協議会は運輸支局長等に連絡を行うなど、相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。
- ③ 運輸支局長から、運営協議会で協議した実施主体に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議するなど、適切な対応を実施するものとする。

11 運営協議会の運営に関する事項

【運営協議会の公開】

運営協議会は公開を原則とする。ただし、個人情報に関する審議の際は非公開とすることができる。

【幹事会の設置】

- ① 運営協議会の下に幹事会を設置する。
- ② 幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項に関して運営協議会に報告するものとする。
- ③ 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

【運営協議会の合意】

運営協議会において協議が調った場合は、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保し、関係者間のコンセンサスの形成を目指して、十分な議論を尽くして行うものとする。

【運営協議会において協議が調った場合の措置】

運営協議会は、本運営指針に掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、規則第51条の3第5号に規定する合意が存することを証する書類を、実施主体に対し交付するものとする。

【運営協議会の合意を解除する場合】

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。

なお、この場合において、運営協議会は、実施主体に対し、業務改善又は弁明の機会を与えるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

三条市福祉保健部福祉課福祉政策室

連絡先：TEL 0256-34-5511

FAX 0256-35-2150